

特定個人情報保護評価書 (基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	母子保健事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三郷市は、母子保健事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

三郷市長

公表日

平成27年5月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健事業事務
②事務の概要	●事務全体の概要 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 ●番号制度における特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届の受理及び審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出及び審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施
③システムの名称	健康管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

妊婦台帳、乳幼児台帳、成人台帳(妊婦子宮がん検診)、訪問台帳

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲)別表第一の49の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号に利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条第1～10号
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部健康推進課
②所属長	健康推進課長 國枝 美代子

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号341-8501 埼玉県三郷市花和田648-1 048-953-1111 企画総務部総務課
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号341-8501 埼玉県三郷市花和田648-1 048-953-1111 市民生活部健康推進課
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]